中村送電株式会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前二百八十七番地五	鉄筋施工	［項を加える。］
株式会社枠天	神奈川県横浜市瀬谷区阿久和南四丁目二番地六	型枠施工	［項を加える。］
株式会社白坂建設	神奈川県大和市鶴間一丁目二十一番十九号二Ｆ	型枠施工	［項を加える。］
吉田商事株式会社	京都府京都市伏見区下鳥羽広長町百九十九番地	自動車整備	［項を加える。］
コーケンテック株式会社	兵庫県尼崎市元浜町一丁目四十四番地三	とび	［項を加える。］
株式会社ツルサキ	山口県岩国市旭町一丁目十三番十八号	塗装	［項を加える。］

備考　表中の「〃」の記載は注記である。

○法務省告示第四百五十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十九日

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

法務大臣　上川　陽子

改正後			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関			
名称	所在地	実習内容	
［略］			
不二選別工業株式会社	茨城県行方市内宿千五百九十三番地一	機械保全	
，ＹＰＬＡＮ	佐賀県佐賀市東与賀町大字田中千六百八十五番地第二	とび	
株式会社中村鉄筋工業	熊本県熊本市中央区帯山六丁目三番五十九号	鉄筋施工	

改正前			
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関			
名称	所在地	実習内容	
［同上］			
［項を加える。］			
［項を加える。］			
［項を加える。］			

備考　表中の「〃」の記載は注記である。

○法務省告示第四百五十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十九日

法務大臣　上川　陽子